

地下道活性化検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本厚木駅前東口地下道(以下「地下道」という。)の活性化について検討するため、地下道活性化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地下道の活性化及び今後の在り方に関する調査研究
- (2) その他前各号に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は政策部長、副委員長は市街地整備担当部長をもって充てる。

3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、必要とする者を、随時、委員会に参入することができる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の補助組織)

第6条 委員会は、必要に応じて委員会の権限に属する事項の一部について企画、調査及び研究を行わせるためのワーキングチームを置くことができる。

2 前項のワーキングチームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織し、メンバーは、委員長が任命する職員をもって充てる。

3 リーダーは、ワーキングチームで検討した事項について、必要に応じて委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、この規程の施行の日から所掌事項が完了するまでとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条第 3 項関係）

No	職名	備考
1	政策部長	委員長
2	市街地整備担当部長	副委員長
3	市長室長	
4	協働安全部長	
5	産業振興部長	
6	まちづくり計画部長	
7	許認可担当部長	
8	道路部長	
9	消防長	